

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十七号の規定に
基づき化学物質を定める省令（案）の概要

令和8年1月21日
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

1. 省令制定の趣旨

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第10回締約国会議（令和4年6月に開催）において、「ペルフルオロヘキサンスルホン酸関連物質」を廃絶対象物質とすることが決定された。

これを受け、厚生労働省薬事審議会、経済産業省化学物質審議会及び環境省中央環境審議会において審議を行い、これらの物質を新たに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）の第一種特定化学物質^{*}に指定することが適当とされたことから、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号。以下「政令」という。）について、第一種特定化学物質に追加指定する等、所要の改正を行い、令和7年12月17日に公布している（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第416号。以下「改正令」という。）。改正令の施行に伴い、化審法及び政令の規定に基づき必要となる省令を制定する。

^{*}第一種特定化学物質とは、難分解、高蓄積、人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性のおそれがある物質で、政令で指定されている物質。第一種特定化学物質に指定されると、原則、製造・輸入・使用が禁止されるとともに、政令で指定されている第一種特定化学物質を使用した製品の輸入が禁止される。

2. 新たに制定する省令の概要

第一種特定化学物質は化審法第2条第2項において、難分解、高蓄積、人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性のおそれがある物質で政令で定めるものとされている。また、政令第1条第1項第37号において、「ペルフルオロヘキサンスルホン酸関連物質」は、「ペルフルオロ（ヘキサネー1-スルホン酸）関連物質（（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が6のものに限る。）又は〔（トリデカフルオロアルキル）スルフィニル〕オキシ基（炭素数が6のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサネー1-スルホン酸）又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。）を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質をいう。）」として規定しており、その具体的な物質を規定すべく本省令を制定する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：令和8年4月頃

施行日：令和8年6月17日（改正令の施行日と同日）

（以上）